

「百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ」(以下、「ロゴ」という。)を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。
また、ロゴは別記のとおりとする。

(使用の申込み)

第2条 ロゴを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用許諾申請書(別記第1号様式)に記入の上、内房総アートフェス実行委員会に提出し、その許諾を得るものとする。

2 内房総アートフェス実行委員会は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、内房総アートフェス実行委員会の許諾を要しない。

- (1) 市原市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市及び千葉県が使用するとき。
- (2) 前項の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(使用料)

第3条 ロゴの使用料は、無償とする。

(使用期間)

第4条 ロゴの使用期間は、原則として令和6年6月30日までとする。

ただし、許諾を受けたものに限り令和7年3月31日まで使用することができる。
なお、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

2 内房総アートフェス実行委員会は、必要に応じて、使用期間を修正することができる。この場合において修正した期間は、許諾通知書に記載して通知する。

(使用の許諾)

第5条 内房総アートフェス実行委員会は、第2条第1項又は前条第1項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴの使用を許諾するものとする。

- (1) 内房総アートフェス実行委員会の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) ロゴを「百年後芸術祭-内房総アートフェス-」ロゴマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- (5) 百年後芸術祭-内房総アートフェス-のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
- (7) その他、内房総アートフェス実行委員会が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

2 内房総アートフェス実行委員会は、ロゴの使用を許諾するときは、百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用許諾通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

3 内房総アートフェス実行委員会は、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。

4 内房総アートフェス実行委員会は、使用を許諾しないときは、百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

（許諾内容の変更の申込み）

第6条 許諾を受けたロゴの使用内容を変更しようとするときは、百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用内容変更申込書（別記第4号様式）を内房総アートフェス実行委員会に提出し、その許諾を得るものとする。

2 内房総アートフェス実行委員会は、ロゴの使用内容の変更を許諾する場合には、百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用内容変更許諾通知書（別記第5号様式）により、申込者に通知するものとする。

3 内房総アートフェス実行委員会は、ロゴの使用内容の変更を許諾しない場合には、百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用内容変更不許諾通知書（別記第6号様式）により、申込者に通知するものとする。

4 第5条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

（使用禁止及び許諾の解除）

第7条 内房総アートフェス実行委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第5条第3項の条件に反したとき。
- (3) 第8条各号の遵守事項を遵守しないとき。

- 2 内房総アートフェス実行委員会は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。
 - (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。
- 3 内房総アートフェス実行委員会は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用禁止・使用許諾解除通知書（別記第7号様式）により、使用者に通知するものとする。
- 4 内房総アートフェス実行委員会は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「百年後芸術祭-内房総アートフェス-」ロゴマニュアルに従って使用すること。
- (4) 内房総アートフェス実行委員会が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- (5) 許諾に際して「このロゴは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに内房総アートフェス実行委員会に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と内房総アートフェス実行委員会が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

（責任の制限）

第9条 使用者が、ロゴの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、内房総アートフェス実行委員会は責任の一切を負わないものとする。

（補則）

- 第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴ使用に関して必要な事項は、別に内房総アートフェス実行委員会が定める。
- 2 本要領は通知なく改定する場合がある。改定内容については、百年後芸術祭ホームページ等で告知する。

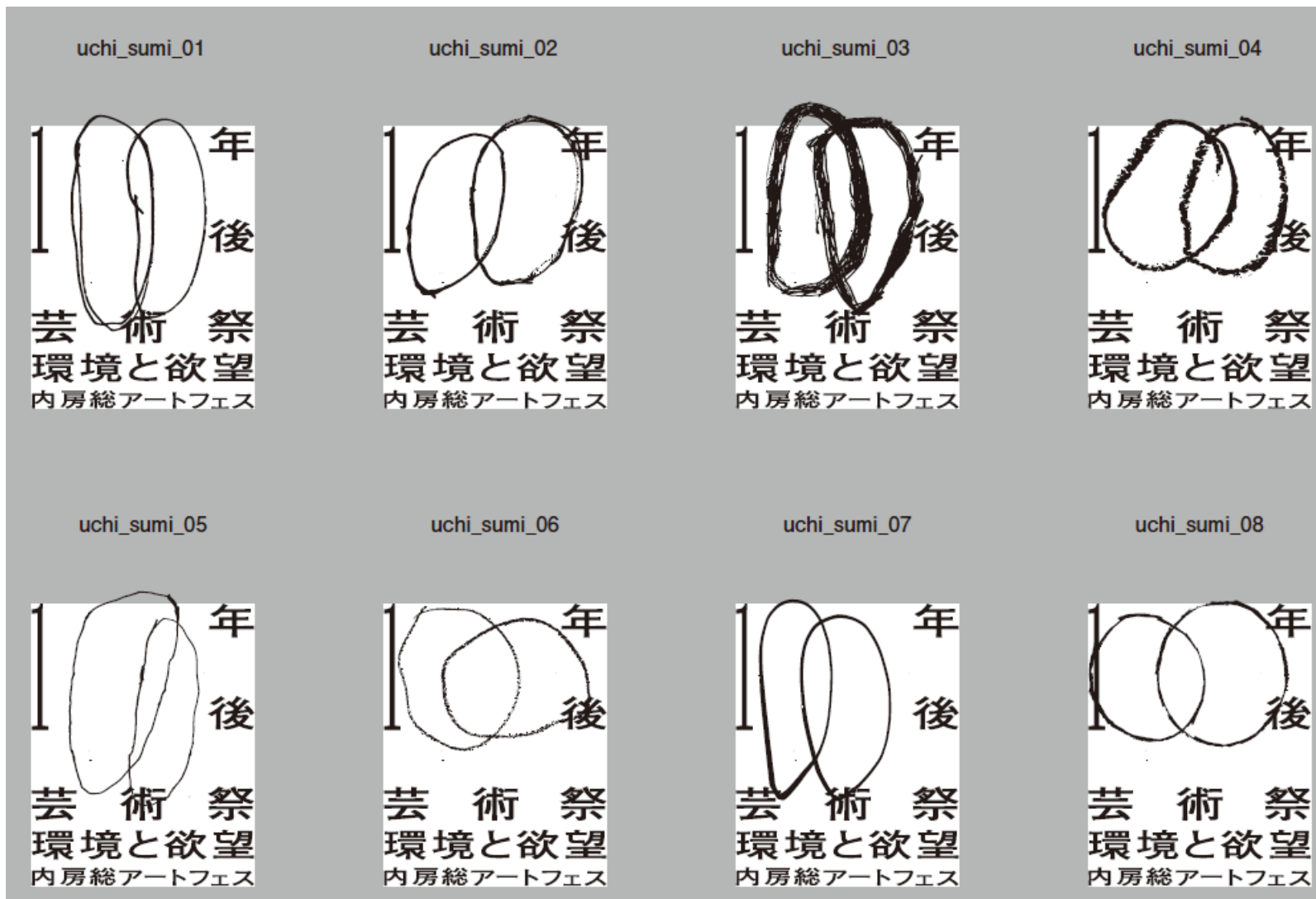
附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年1月9日から施行する。

別記 百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴマーク

基本ロゴ (8種類)



横ロゴ (8種類)

yoko_uchi_sumi_01



yoko_uchi_sumi_02



yoko_uchi_sumi_03



yoko_uchi_sumi_04



yoko_uchi_sumi_05



yoko_uchi_sumi_06



yoko_uchi_sumi_07



yoko_uchi_sumi_08



縦ロゴ (5種類)

tate_uchi_sumi_01



tate_uchi_sumi_02



tate_uchi_sumi_03



tate_uchi_sumi_04



tate_uchi_sumi_05



白抜き基本ロゴ (8種類)

uchi_shiro_01



uchi_shiro_02



uchi_shiro_03



uchi_shiro_04



uchi_shiro_05



uchi_shiro_06



uchi_shiro_07



uchi_shiro_08



白抜き横ロゴ (8種類)

yoko_uchi_shiro_01



yoko_uchi_shiro_02



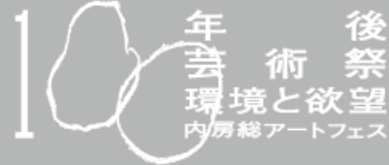
yoko_uchi_shiro_03



yoko_uchi_shiro_04



yoko_uchi_shiro_05



yoko_uchi_shiro_06



yoko_uchi_shiro_07



yoko_uchi_shiro_08



第1号様式（第2条第1項）

百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用許諾申請書

令和 年 月 日

内房総アートフェス実行委員会
実行委員長 代表 小林 武史 様

(申請者)
住 所
団 体 名
代 表 者
電 話 番 号

百年後芸術祭-内房総アートフェス-のロゴを以下のとおり使用致したく、許諾をお願い致します。

記

使用希望のロゴ [種別と番号に丸印]	・ uchi_sumi 01 02 03 04 05 06 07 08 ・ yoko_uchi_sumi 01 02 03 04 05 06 07 08 ・ tate_uchi_sumi 01 02 03 04 05 ・ uchi_shiro 01 02 03 04 05 06 07 08 ・ yoko_uchi_shiro 01 02 03 04 05 06 07 08
使用対象物品 又はサービス	※商品名等
使用目的	
使用方法 [種類/名称/規格等]	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
連絡先	担当者名 : 電話番号 : FAX : E-MAIL : URL (ウェブサイトにおいて使用する場合)

※裏面に添付書類の一覧と誓約署名の記入欄があります。

<添付書類>

- 1 使用イメージがわかるもの
- 2 会社概要（申込者が法人の場合のみ）
- 3 その他

次の1（1）から（7）までの禁止事項のいずれかに該当すると認められた場合又は次の2（1）から（7）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

1 禁止事項

- （1）内房総アートフェス実行委員会の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあること。
- （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあること。
- （3）特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであること、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあること。
- （4）ロゴを「百年後芸術祭-内房総アートフェス-」ロゴマニュアルに従って使用しないおそれのあること。
- （5）百年後芸術祭-内房総アートフェス-のイメージを損なうおそれのあること。
- （6）第三者の知的財産権を侵害するおそれのあること。
- （7）その他、内房総アートフェス実行委員会が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について 不相当と認めること。

2 遵守事項

- （1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）別添の「百年後芸術祭-内房総アートフェス-」ロゴマニュアルに従って使用すること。
- （4）内房総アートフェス実行委員会が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- （5）許諾に際して「このロゴは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- （6）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに内房総アートフェス実行委員会に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と内房総アートフェス実行委員会が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第2号様式（第5条第2項）

百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用許諾通知書

内芸実 第 号
令和 年 月 日

様

内房総アートフェス実行委員会
実行委員長 代表 小林 武史
(公印省略)

令和 年 月 日付けで申込みのあった、百年後芸術祭-内房総アートフェス-
ロゴの使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	
使用許諾のロゴ	・ uchi_sumi 01 02 03 04 05 06 07 08 ・ yoko_uchi_sumi 01 02 03 04 05 06 07 08 ・ tate_uchi_sumi 01 02 03 04 05 ・ uchi_shiro 01 02 03 04 05 06 07 08 ・ yoko_uchi_shiro 01 02 03 04 05 06 07 08
使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法 [種類/名称/規格等]	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- 1 許諾された内容により使用すること。
- 2 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 別添の「百年後芸術祭-内房総アートフェス-」ロゴマニュアルに従って使用すること。
- 4 内房総アートフェス実行委員会が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- 5 許諾に際して「このロゴは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 6 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに内房総アートフェス実行委員会に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と内房総アートフェス実行委員会が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第3号様式（第5条第4項）

百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用不承諾通知書

内芸実 第 号
令和 年 月 日

様

内房総アートフェス実行委員会
実行委員長 代表 小林 武史
(公印省略)

令和 年 月 日付けで申込みのあった、下記物品又はサービスに係る百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴの使用については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

不承諾対象物品 又はサービス	
(理由)	

第4号様式（第6条第1項）

百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用内容変更申込書

令和 年 月 日

内房総アートフェス実行委員会
実行委員長 代表 小林 武史 様

(申請者)
住 所
団 体 名
代 表 者
電 話 番 号

令和 年 月 日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

第5号様式（第6条第2項）

百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用内容変更許諾通知書

内芸実 第 号
令和 年 月 日

様

内房総アートフェス実行委員会
実行委員長 代表 小林 武史
(公印省略)

令和 年 月 日付けで、申込みのあった百年後芸術祭-内房総アートフェス-
ロゴの使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- 1 許諾された内容により使用すること。
- 2 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 別添の「百年後芸術祭-内房総アートフェス-」ロゴマニュアルに従って使用すること。
- 4 内房総アートフェス実行委員会が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- 5 許諾に際して「このロゴは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 6 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに内房総アートフェス実行委員会に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と内房総アートフェス実行委員会が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第6号様式（第6条第3項）

百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用内容変更不許諾通知書

内芸実 第 号
令和 年 月 日

様

内房総アートフェス実行委員会
実行委員長 代表 小林 武史
(公印省略)

令和 年 月 日付けで申込みのあった、下記物品又はサービスに係る百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴの使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、不許諾とします。

記

許諾番号	不許諾対象物品又はサービス
(理由)	

第7号様式（第7条第3項）

百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴ使用禁止・使用許諾解除通知書

内芸実 第 号
令和 年 月 日

様

内房総アートフェス実行委員会
実行委員長 代表 小林 武史
(公印省略)

令和 年 月 日付け第 号で許諾した、百年後芸術祭-内房総アートフェス-ロゴの使用について、下記のとおり（使用を禁止・使用許諾を解除）します。

1 （使用禁止・使用許諾解除）の内容

2 理由